平成２７年（フ）第１７０１号
大阪府東大阪市岸田堂南町６番23号
債務者　嶋　　秀訓
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７７４号
大阪府東大阪市西岩田１丁目７番28号　Ａフラット102号
債務者　平良　吉明
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１１号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番５―801号
債務者　木谷　妙子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９９０号
大阪市東淀川区上新庄２丁目３番25号　シティマンションパラス30Ｄ号
債務者　辻元　麻美
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０３２号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番９―903号
債務者　中野　嘉人
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０３５号
大阪府枚方市藤阪東町３丁目８番６―506号、前住所大阪府枚方市藤阪東町４丁目14番８号
債務者　上田誠次郎
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０３６号
大阪市生野区巽南３丁目９番３号　Ｙｏｕハイム南巽303号
債務者　中村　　貢
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０４４号
大阪市東淀川区下新庄４丁目13番30号　メゾンパークサイドＫ103号
債務者　上原　教俊
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０５０号
大阪市城東区中央１丁目４番７号　サンライズ中央301
債務者　坂口　政樹
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６号
山形県東置賜郡高畠町大字福沢708番地の６
債務者　佐藤　正明
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第２０７０号
札幌市南区川沿18条２丁目１番１号
債務者　丹代　　弘
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３５号
札幌市西区西野８条５丁目９番26号
債務者　孫田　正樹
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４５号
札幌市南区中ノ沢１丁目５番１号　ビックハバーＡ101号
債務者　河合　隆紀
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４６号
札幌市南区中ノ沢１丁目５番１号　ビックハバーＡ101号
債務者　河合恵津子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４７号
北海道江別市江別太222番地の７　ケアハウスのぞみ315号室
債務者　河合百合子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２８号
札幌市清田区平岡６条１丁目２番１―103号
債務者　岡本　　睦
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３６号
札幌市北区拓北５条２丁目７番23号、住民票上の住所札幌市北区篠路３条３丁目７番10号下川方
債務者　川村　俊人
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部